

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(佐藤清隆君) それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は全員であります。富岡町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長(佐藤清隆君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(佐藤清隆君) 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりとなっております。

---

○会議録署名委員の指名

○議長(佐藤清隆君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定により、議長において

9番 石 井 功 委員

2番 山 口 輝久雄 委員

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(佐藤清隆君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(佐藤清隆君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長(佐藤清隆君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

ここで、本案件につきましては1番の林秀樹委員の関係する議題となっておりますので、林委員の退席を求めます。

〔1番（林 秀樹君）退席〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である渡辺しげ子推進委員のご意見をお願いします。

○最適化推進委員（渡辺しげ子君） おはようございます。推進委員の渡辺です。

この議案に際しまして、3月6日金曜日に、会長をはじめ、7人で現地に立ち会ってきましたので、ご説明いたします。場所は13、14ページを御覧ください。富岡大越線を川内方面へ向かいまして、林さん宅の西側の100メートルぐらいの場所になります。当日は、林さん立会いにて現地を確認してきました。鍋島さんという方は、もう86歳で、東京に今住んでいらっしゃるそうです。この場所なのですけれども、現在林さんが耕作しているのが現状です。この申請内容と相違なく、当日の立会いにおいては何ら問題にすべき点は見当たりませんでしたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑に入ります。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第1号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

それでは、林秀樹委員の入室を許可いたします。

〔1番（林 秀樹君）復席〕

○議長（佐藤清隆君） それでは次に、議案第1号別紙2に進みます。

事務局長の朗読説明をお願いいたします。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である猪狩浩行推進委員のご意見を求めます。

○最適化推進委員（猪狩浩行君） 推進委員の猪狩です。

3月6日、前件と同じ申請理由です。現地確認も一緒です。メンバーも前件と同メンバーで現地確認をしてまいりました。場所なのですけれども、24ページ、上郡の工業団地西側奥です。上が田んぼです。それとあと、畑のほうが工業団地途中の北側のところにある譲受人の自宅の隣接地になる畑となっております。現況は、荒れた状態で、カヤが生えたような状態で、作付はしてありませんでした。譲受人は、今後草刈り等を行い、作付をするということで、特に問題はないものと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

推進委員の説明が述べられましたので、質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特にはないということで、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第1号別紙2を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを終了します。

続きまして、議案第2号 令和8年度農地賃借料及び農作業労働賃金情報の決定についてを議題といたします。

事務局長より朗読と説明を求めます。

事務局長、よろしくお願ひします。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 今事務局長のほうから報告がありましたとおり、2月16日の農業振興委員会で承認されたということで、そのときの委員長、農業振興委員長の笹山さんがこちらにお見えでございますので、その辺の経過についてご説明をよろしくお願ひします。

笹山さん、どうぞ。

○7番（笹山光政君） 本案につきましては、本年1月に各農業委員及び推進委員の皆様に対し、事務局が意見照会を行いました。その結果、変更や修正に関する意見はなかったため、他市町村の農地賃借料及び農作業労働賃金情報を基に事務局が素案を作成し、令和8年2月16日に開催された農業振興委員会において、総会に提出する正式な案として承認されましたので、本総会での審議をお願いいたします。

案の詳細な案内については、事務局から説明いたします。

○議長（佐藤清隆君） それでは、事務局から説明よろしく申し上げます。

○事務局（堀川貴司君） 事務局、堀川です。

令和8年度農地賃借料及び農作業労働賃金情報（案）についてご説明いたします。議案書の別紙1を御覧ください。賃金表についてですが、令和8年度につきましては据置きとさせていただいております。

まず、農地賃借料につきましては、令和7年度の町内の農地1反当たりの最高単価に変化がなかったことから、金額の変更なしとなっております。

また、その賃金表の下の農作業についてですが、1時間当たりの単価については、令和8年1月1日から福島県の最低賃金が1,033円となりまして、富岡町の農作業単価は税込みで1,100円のため、最低賃金を上回っていることから据置きとさせていただいております。そのほかの作業につきましても、変更等なく据置きとなっております。

また、今回参考資料として近隣市町村の賃金表をまとめた表をお配りしております。表の中でR8（案）となっておりますが、こちらは現段階の賃金表単価となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） 事務局より説明がありましたので、これより審議に入ります。

皆様からご質問やご意見はございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 6番の渡邊です。

今事務局から参考資料については説明なかったのですが、多分これ解釈の違いだと思うのですが、例えばこの中で薬剤散布の檜葉町、5,000円とありますよね。これだと薬剤費込みの単価でないですか、これ。それともう一点、乾燥調製のウルチ、モチのいわき、9,000円、これは多分10アール当たりの金額でないですか。ですから、よって薬剤散布も乾燥調製も右側の数字が極端に乖離が出ているというふうに思われますので、この辺についてはよく検討された上で資料作成を今後お願いしたいというふうな意見であります。

以上です。

○事務局長（原田徳仁君） ご所見ありがとうございます。私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

確かに町の賃金関係のほう、あと作業料金関係の比較するに当たって、同じ条件でないと比較も何もできないと思いますので、今ほど挙げられた部分は恐らくそのように私も受け止めております。となりますと、ちょっと比較にならない部分もあるかもしれませんが、極力各自治体の情報は入手して、町のペースに合うような形で資料づくりにこれから努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○6番（渡邊康男君） 分かりました。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） そのほかはございますか。特にはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第2号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案を可決することに決しました。

以上で議案第2号を終了します。

---

#### ○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他で何かございますか。

はい、どうぞ。

○事務局主事（堀川貴司君） 事務局の堀川です。現況確認申請についてご報告いたします。

皆様にお配りした資料、別紙1、別紙2を御覧ください。今回、2件ございました。どちらも3月6日に現地調査を行いました。

まず、別紙1についてですが、申請人、富岡町長山本育男、土地の申請地の所在についてですが、筆数が多いので、申請書の2ページに記載ございます。場所につきましては、3ページ以降に案内図、位置図がございますので、そちらを御覧いただければと思います。常磐線、浜街道沿いの土地になっております。申請理由としましては、こちらは災害危険区域となっております、今後農地としても利用されることがないことから、現況、地目の登記を一致させるものとなっております。

次に、別紙2についてです。申請人は、飯高敏巳さん、申請地については赤木79番、81番の2筆となっております。場所につきましては、2ページ目に位置図がございます、赤木集会所の東側のほうに200メートルぐらい行ったところの土地となっております。申請を求める理由としましては、震災後耕作放棄地となり、現況と登記簿を一致させるための申請となっております。

どちらの申請も現地調査の結果、非農地の判断をいただきました。

現況確認申請についてのご報告は以上となります。

続きまして、農地パトロールの結果のご報告をいたします。皆様には別紙3と別紙4をお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。まず、別紙3についてですが、こちら農地パトロールを行った地点を地図に落としたものになります。また、別紙4のほうに調査した箇所の表があるのですけれども、こちら調査箇所と地点がちょっと一致しないのですけれども、こちらの調査した農地、一体となっている場合には点1つで表示させていただいております。別紙4につきましてが調査した結果の一覧となっております、それぞれ1号遊休農地の場合は緑、黄色と色をつけさせていただいております。今後の流れとしましては、この農地の地権者に対して農地の利用意向調査を実施いたします。

説明は以上となります。

○議長（佐藤清隆君） 今説明がありましたことに関しまして、何かご質問等はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特にはないようですので、そのほか、いかがですか。

○事務局主事（木下裕太君） 事務局の木下です。私のほうから令和8年度総会等の日程についてご説明いたします。

お手元にある資料、別紙5を御覧ください。まず、資料の表面についてですが、1番に日程と2番に現地調査の委員の割り振りが書かれております。こちらの日程、現地調査日と定例総会日がここに記載されておりますので、各委員の皆様におかれましてはご確認いただいて、日程の確保や調整をお願いいたします。

次に、裏面に移ります。3番の一斉農地パトロールについてですが、令和8年9月15日と令和8年12月15日の2回、定例総会終了後に実施したいと考えております。また、一斉農地パトロールの実施に当たりまして、前月の総会で班編成や巡回ルートについての確認を行います。また、日程の変更が生じた場合は、事前に皆様にはお伝えしますので、よろしくお願いいたします。

また、あわせまして委員の皆様にお伝えをしたいと思います。遊休農地解消という目的で日頃から担当区域の農地の見回りを行っていただきまして、積極的な農地パトロールを実施していただくようお願いします。また、農地パトロールの結果につきましては、事務局に報告いただきまして、地権者への利用意向調査に活用しますので、お配りした別紙6の活動日報に記載いただいて、かつ現況写真を添付の上、事務局に報告いただくようお願いいたします。

次に、4番の福島県下農業委員大会ですが、令和8年11月5日の木曜日に開催予定となっております。場所は、今年度と同じでパルセいいざか、福島市の飯坂町にあります。時間については、分かり次第、総会でご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、5番の先進地視察研修についてですが、令和8年度も視察研修の実施を予定しております。

それで、実施に当たりまして、委員の皆様には視察先の候補地と、あと視察時期についてご意見をいただきたいと考えております。事務局のほうで3月中に視察研修に関するアンケートを送付します。なので、委員の皆様のご意見を基に視察研修の行程を検討させていただきますので、アンケートの回答のほうをお願いいたします。

説明は以上であります。

○議長（佐藤清隆君） 報告については今お聞きのとおりです。

そのほかで何かございますか。

はい、どうぞ。

○2番（山口輝久雄君） 2番、山口です。

昨年第9回、10月15日に私が質問いたしました太陽光のパトロールの件ですが、事務局に問題の61か所中、数か所問題がある、文書を提出するというご回答いただきましたけれども、中間で結構ですから、その文書を出した結果というものを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤清隆君） はい。

○事務局（木下裕太君） 営農型農地パトロールの指導の通知の結果なのですが、指導をお送りした全ての事業者さんからは、そこの農地について除草と管理をしましたという報告は受けております。なので、ちょっと次回以降は、今後も皆さんで農地パトロール、また一斉農地パトロールをやって、各事業者さんに指導をお送りして、その結果というところも総会でご報告するような形で対応したいと考えておりますので、ちょっと次回以降はそういった形で対応したいと思います。

○議長（佐藤清隆君） はい、どうぞ。

○2番（山口輝久雄君） 回答ありがとうございます。そのとき同時に質問いたしました太陽光パネルの規制と富岡町独自の規制が必要でないかという質問したところ、企画課に相談してみるという回答をいただきましたけれども、その結果はどうなりましたか。

○議長（佐藤清隆君） はい。

○事務局長（原田徳仁君） 一昨日の3月定例議会でもやっぱりそのような話がありまして、それは農地に限らず、具体的に新夜ノ森のつつみ公園のすぐ下辺りに大規模な太陽光関係のほうが出ているという部分あって、議会としても再エネを進めるという国の政策は十分理解するも、土地のことも考えてくれと、事情を考えてくれという部分があり、町としてもそのガイドライン、もしくは今あるガイドラインを強化していく、もしくは条例の制定が必要ではないかというご議論いただいたところがあります。今ちょっと新しいのが、大分前ではありますが、農業委員会にも上げられた蓄電のやつも今出てきて、新たなやつも出てきたので、そこの整備を今企画のほうで詰めているという段階であります。ですので、今現在のガイドラインをそのまま生かすか、あるいは新しいのをつくるかという部分を、今般議会でも上げられた部分もありますので、まさに今企画で詰めている段階であります。これだというのが今出せないという部分もありますので、ご容赦いただきたい。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 6番、渡邊です。今の件に関係しますけれども、局長にちょっとお伺いしたいと思います。

今、山口さんのほうからいろんなありましたが、事務局長のほうの回答で、企画のほうでガイドラインなり云々というふうなお話ありましたが、私も再三企画との話合いの中で、ガイドラインでは弱いのではなかろうかということ、したがって条例化ということで訴えておるわけですが、その辺の進捗状況といいますか、あるいは問題点といいますか、その辺についてどういうふうになっているのかちょっと分からないので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） はい、どうぞ。

○事務局長（原田徳仁君） 全国自治体で条例化している自治体もあるので、できないわけではないというふうに思っています。一番ネックになっているのが財産権というところであって、土地の所有者の活用にほかの第三者が意見を物申すという部分がかかなり引っかかっているという部分があります。考え方が整備・設置をするに当たって制限、条件をつけるというパターンもあるでしょうし、今の法制度上、そこをクリアしてから、今こんなことになっているので、つける代わりにこういうことが必要だというふうに付加する条件もあるかと思っています。ここを今整理しているというふうに伺っております。財産権というのは、憲法のほうでうたっているがゆえに、なかなかやめてくださいと言えない部分が、かなり強い部分があるので、町独自のやつ、町独自というのは条例でありますけれども、条例でどこまで縛られるかというところは、今その縛りについて絞り込んでいるという部分が適切な表現になるかと思えますけれども、そこで今ちょっとつかえているという部分です。加えて、今ほど申し上げたのですが、新しい蓄電所関係のほうも加えて、太陽光パネル関係と蓄電所を併せて今やっているという状況でございます。

○6番（渡邊康男君） 分かりました。ありがとうございます。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） そのほかなければ、本日の総会はこれにて終了いたします。

どうも皆さんご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時40分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 8年 4月 5日

委 員 石 井 功

委 員 山 口 輝 久 隆